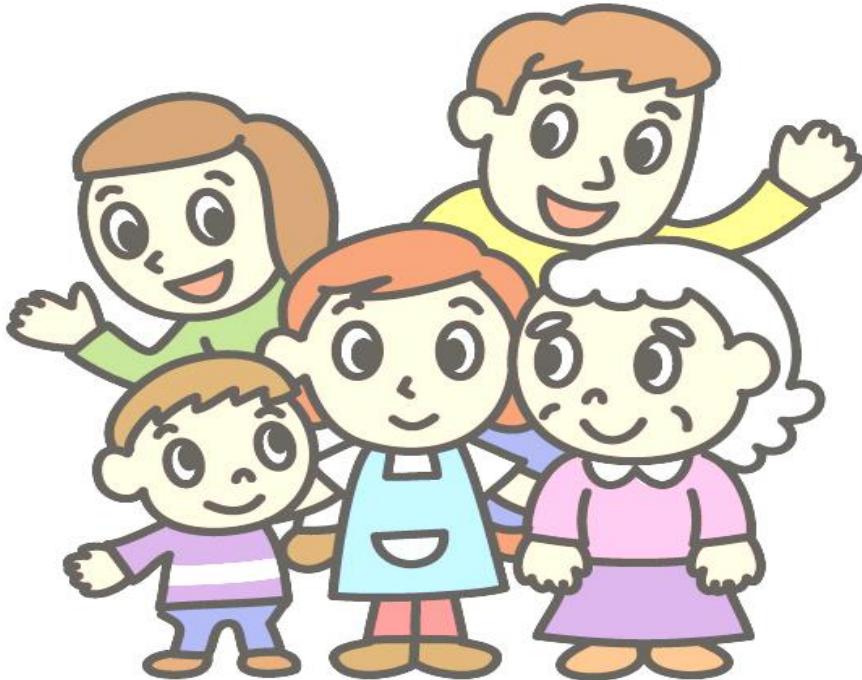


介護保険で利用できるサービス (サービス事業所一覧)



鶴岡市健康福祉部長寿介護課
〒997-8601
山形県鶴岡市馬場町9番25号
TEL 0235-25-2111(代表)
0235-35-1289(課直通)
FAX 0235-29-5658

各地域庁舎

藤島庁舎市民福祉課 TEL 0235-64-5806(直通)
羽黒庁舎市民福祉課 TEL 0235-26-8774(直通)
櫛引庁舎市民福祉課 TEL 0235-57-2116(直通)
朝日庁舎地域づくり推進課 TEL 0235-53-2115(直通)
温海庁舎市民福祉課 TEL 0235-43-4613(直通)

目次

居宅介護支援について 3
訪問介護について 4
訪問入浴介護について 5
訪問看護について 6
訪問リハビリテーションについて 6
通所介護について 7
通所リハリハビリテーションについて 9
短期入所生活介護について 10
短期入所療養介護について 11
特定施設入居者生活介護について 11
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 12
認知症対応型通所介護について 13
認知症対応型共同生活介護について 14
小規模多機能型居宅介護について 15
地域密着型通所介護について 16
福祉用具貸与について 17
特定福祉用具購入費について 18
住宅改修費について 19
高額介護サービス費について 20
社会福祉法人等による利用者負担軽減について 20
特別養護老人ホームについて 21
介護老人保健施設について 23

ケアプランをつくる 居宅介護支援

【要介護1～5】 介護支援専門員（ケアマネジャー）が、あなたやあなたのご家族の要望を聞きながら、どのような介護サービスを利用すればよいか考え（ケアプランの作成）、利用の調整をします。

【要支援1・2】 地域包括支援センターから委託を受けた場合、ケアプランを作成します。

（※印の事業所は地域包括支援センターを通さずケアプランを作成することができます。）

◇費用の自己負担はありません（全額介護保険で負担します）。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
協立ケアプランセンターふたば	28-1717	鶴岡市双葉町13-45
居宅介護支援センターなえづ	25-9275	鶴岡市ほなみ町3-1
鶴岡地区医師会ケアプランセンターふきのとう	29-1255	鶴岡市馬場町1-34
ケアプランセンターひだまり	※ 22-6511	鶴岡市北茅原町5-10
健楽園居宅介護支援センターみはら	25-3047	鶴岡市美原町3-7
ひまわり居宅介護支援事業所	※ 25-5145	鶴岡市稻生一丁目3-5
永寿荘居宅介護支援センター	※ 26-8311	鶴岡市宝田二丁目7-29
居宅介護支援センターふれあい	29-6129	鶴岡市西新斎町14-26
ニチイケアセンター鶴岡みまさき	29-0305	鶴岡市美咲町7-16
介護老人保健施設かけはし	25-1040	鶴岡市民田字代家田100-1
ケアプランセンター大地	24-4426	鶴岡市藤沢字石渡15-13
鶴岡市農業協同組合福祉サービス	25-4345	鶴岡市青龍寺字村下34-1
居宅介護支援センターとようら	38-8150	鶴岡市三瀬字菖蒲田67-1
しおん荘居宅介護支援事業所	※ 76-3760	鶴岡市湯野浜一丁目19-28
居宅介護支援センターおおやま	33-0202	鶴岡市大山三丁目34-1
里ぐみ居宅介護支援事業所	090-2004-3093	鶴岡市田川字八幡212
銀座夢ハウスケアプランステーション	※ 64-8801	鶴岡市本町一丁目5-6
指定居宅介護支援事業所 澄花	64-1669	鶴岡市友江字川向61-8
居宅介護支援事業所いつき	26-1035	鶴岡市勝福寺字下川田236-1
藤島区域		
指定居宅介護支援センターふじの花荘	64-5883	鶴岡市藤の花一丁目18-1
庄内たがわ農業協同組合	33-8165	鶴岡市長沼字宮前23-1
羽黒区域		
瑞穂の郷 ケアプランセンター	29-1025	鶴岡市羽黒町細谷字北田128-1
支援センターかみじ荘	※ 62-2026	鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198-3
櫛引区域		
居宅介護支援センターくしひき	78-7450	鶴岡市上山添字成田21-9
朝日区域		
居宅介護支援センターあい	58-1062	鶴岡市熊出字東村157-2
温海区域		
支援センター温寿荘	43-2182	鶴岡市楨代丁53-1

自宅を訪問するサービス

訪問介護(ホームヘルプ)/訪問型サービス(介護予防・日常生活支援総合事業)

【要介護1～5】訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、日常生活の介護や家事の援助をします。

◇料金のめやす(1回につき)

身体介護(30分以上1時間未満)	3,870円
生活援助(20分以上45分未満)	1,790円
通院等のための乗・降車介助(1回あたり)	970円

【事業対象者、要支援1・2】訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、介護予防を目的とした日常生活の介護や家事の援助をします。

◇従前の訪問介護相当利用者の料金のめやす(1回につき)

標準的なサービス	2,870円
----------	--------

◇生活援助利用者の料金のめやす(1回につき)

標準的なサービス	2,200円
----------	--------

◇サービスA利用者の料金のめやす(1回につき)

標準的なサービス	2,200円
----------	--------

※利用者負担は原則としてサービス費用の1～3割です。これに各種加算があります。

また、施設や利用時間、利用サービスなどによって費用の違いがあります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
鶴岡地域福祉事業所ヘルパーステーション海老島	28-1760	鶴岡市大西町3-35ディサービスみどり内
ヘルパーステーションぬくもり	28-1588	鶴岡市日枝字海老島36-4
ヘルパーステーションはーとふる海老島	29-1056	鶴岡市日枝字海老島64
ヘルパーセンターアライブ	33-8826	鶴岡市昭和町7-16
すずらん・ケア(有)	24-7557	鶴岡市日出一丁目3-31
鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所	64-0301	鶴岡市西新斎町14-26
鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所なえづサテライト	25-9265	鶴岡市ほなみ町3-1
ニチイケアセンター鶴岡	29-6889	鶴岡市若葉町23-38
のぞみの園訪問介護サービス	25-5055	鶴岡市北茅原町5-10
健楽園ホームヘルパーセンター	25-3047	鶴岡市美原町3-7
訪問介護 ひまわり	25-5145	鶴岡市稻生一丁目3-5
ホームヘルパーセンターともえ	35-0913	鶴岡市北茅原町17-1
鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所ふれあいサテライト	64-0315	鶴岡市西新斎町14-26
ニチイケアセンター鶴岡みさき	29-0305	鶴岡市美咲町7-16
鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所とようらサテライト	38-8155	鶴岡市三瀬字菖蒲田67-1
ホームヘルパーセンターしおん	26-7627	鶴岡市馬町字枇杷川原23
鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所おおやまサテライト	38-0255	鶴岡市大山三丁目34-1
在宅支援サービス 澄花	35-1667	鶴岡市大山字堤下2-31
ニチイケアセンター宝田	33-8527	鶴岡市宝田三丁目10番45号
ニチイケアセンター桜新町	28-1810	鶴岡市桜新町12-12
みつたま訪問介護事業所	23-7208	鶴岡市大西町19番14号
ヘルパーステーション奏	33-8571	鶴岡市藤沢字石渡15-12

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
藤島区域		
庄内たがわ農業協同組合	33-8165	鶴岡市長沼字宮前23-1
羽黒区域		
ケアリツツ	33-8855	鶴岡市羽黒町川代字八森238
瑞穂の郷 訪問介護ステーション	29-1025	鶴岡市羽黒町細谷字北田128-1
ホームヘルパーかみじ荘	62-2007	鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198-3
櫛引区域		
鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所くしひきサテライト	57-5080	鶴岡市上山添字成田21-9
訪問介護きんもくせい	26-0267	鶴岡市上山添字神明前310
温海区域		
ホームヘルプ温寿荘	43-2182	鶴岡市横代丁53-1
鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所あつみサテライト	43-3266	鶴岡市湯温海字湯之尻521-12

自宅を訪問するサービス 訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

【要介護1～5】移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

◇料金のめやす

1回につき	12,660円
-------	---------

【要支援1・2】移動入浴車などで家庭を訪問し、介護予防を目的とした入浴の介助を行います。

◇料金のめやす

1回につき	8,560円
-------	--------

※利用者負担は原則としてサービス費用の1～3割です。これに各種加算があります。

また、施設や利用時間、利用サービスなどによって費用の違いがあります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
アースサポート鶴岡	23-7400	鶴岡市末広町29-9
山形虹の会訪問入浴サービス	25-1131	鶴岡市民田字代家田100-1
羽黒区域		
鶴岡地区医師会介護老人保健施設みづばしょう訪問入浴	28-1584	鶴岡市羽黒町後田字谷地田191-4

自宅を訪問するサービス

訪問看護/介護予防訪問看護

【要介護1～5】看護師や保健師等が家庭を訪問し、療養の世話や必要な診療の補助などを行います。
対象者は、主治医が訪問看護を必要とすると認めた要介護者です。

◇料金のめやす(1回につき)

訪問看護ステーションの場合(30分未満)	4,710円
病院又は診療所の場合(30分未満)	3,990円

【要支援1・2】看護師や保健師等が家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養の世話や必要な診療の補助などを行います。対象者は、主治医が訪問看護を必要とすると認めた要支援者です。

◇料金のめやす(1回につき)

訪問看護ステーションの場合(30分未満)	4,510円
病院又は診療所の場合(30分未満)	3,820円

※利用者負担は原則としてサービス費用の1～3割です。これに各種加算があります。

また、施設や利用時間、利用サービスなどによって費用の違いがあります。

事業所名（訪問看護ステーション）	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
訪問看護ステーションきずな	25-8880	鶴岡市日枝字海老島159-1
訪問看護ステーション庄内	33-8950	鶴岡市ほなみ町2-8
訪問看護ステーションハローナース	25-3055	鶴岡市馬場町1-34
リハビリ訪問看護ステーションみどり	25-3050	鶴岡市みどり町6-41-1
訪問看護ステーション タカラ	29-2134	鶴岡市切添町5-8
訪問看護ステーション とるて	64-8785	鶴岡市みどり町21-29
いのちの華 訪問看護ステーション	25-3203	鶴岡市城北町1-26
訪問看護ステーションやまごや	29-2117	鶴岡市末広町5-22-201号(マリカ西館2F)A-3
訪問看護ステーション奏	33-8571	鶴岡市藤沢字石渡15-16
合同会社在宅ケアサービスえーる	26-0845	鶴岡市湯田川乙107-3

自宅を訪問するサービス

訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

【要介護1～5】理学療法士等が家庭を訪問し、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを行います。対象者は、主治医が訪問リハビリテーションを必要とすると認めた要介護者です。

◇料金のめやす

1回につき	3,080円
-------	--------

【要支援1・2】理学療法士等が家庭を訪問し、介護予防を目的とした心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを行います。対象者は、主治医が訪問リハビリテーションを必要とすると認めた要支援者です。

◇料金のめやす

1回につき	2,980円
-------	--------

※利用者負担は原則としてサービス費用の1～3割です。これに各種加算があります。

また、施設や利用時間、利用サービスなどによって費用の違いがあります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
サテライト老健のぞみ	24-7724	鶴岡市日枝字小真木原116-8
サテライト老健ちわら	25-5000	鶴岡市北茅原町5-10
老人保健施設のぞみの園	25-8255	鶴岡市茅原町26-23
羽黒区域		
訪問リハビリテーションいでは	62-3789	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰42-4
櫛引区域		
鶴岡協立リハビリテーション病院	78-7511	鶴岡市上山添字神明前38

日帰りで施設を利用するサービス

通所介護(デイサービス)/通所型サービス(介護予防・日常生活支援総合事業)

【要介護1~5】デイサービスセンター等に通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーション等のサービスを利用します。

◇料金のめやす(1回につき)

通常規模型で利用時間 6~7時間の場合	5,840円~10,080円
---------------------	----------------

【事業対象者、要支援1・2】デイサービスセンター等に通い、介護予防を目的とした食事、入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーション等のサービスを利用します。

◇従前の通所介護相当(1日5時間程度)利用者負担のめやす(1回につき)

事業対象者、要支援1 (1月につき4回まで)	4,360円
事業対象者、要支援2 (1月につき8回まで)	4,470円

◇サービスA(1回2時間程度)利用者負担のめやす(1回につき)

事業対象者、要支援1 (1月につき4回まで)	3,490円
事業対象者、要支援2 (1月につき8回まで)	3,580円

※利用者負担は原則としてサービス費用の1~3割です。これに各種加算があります。

また、施設や利用時間、利用サービスなどによって費用の違いがあります。

※この他、実費負担として食事代、おむつ代などがあります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
デイサービスぽぽろ	64-8978	鶴岡市大東町3-17
デイサービスきらり	24-5628	鶴岡市日枝字海老島36-4
デイサービスセンターなえづ	25-9255	鶴岡市ほなみ町3-1
ニチイケアセンター鶴岡	29-6889	鶴岡市若葉町23-38
永寿荘デイサービスセンター	25-6111	鶴岡市茅原町28-10
あかり	29-8203	鶴岡市小真木原町10-17
デイサービスセンター健楽園	25-2881	鶴岡市美原町4-40
デイサービスひまわりいいずん	64-0604	鶴岡市稻生一丁目3-45
(株)福祉のひろば いなおい	23-3205	鶴岡市稻生二丁目39-4
デイサービス すずらん・ケア	24-9370	鶴岡市柳田字田中30-1
デイサービスセンターみどり	26-8812	鶴岡市大西町3-35
デイサービスセンターふれあい	29-0370	鶴岡市西新斎町14-26
ニチイケアセンター鶴岡みさき	29-0305	鶴岡市美咲町7-16
JA鶴岡げんき館デイサービスセンター	29-7725	鶴岡市青龍寺字村下34-1
オープンハウス奏	33-8571	鶴岡市藤沢字石渡15-13
デイサービスセンター西目	35-3880	鶴岡市西目123-8
デイサービスセンターとようら	38-8155	鶴岡市三瀬字菖蒲田67-1
デイサービスセンターおおやま	38-0255	鶴岡市大山三丁目34-1
デイサービスセンターたかだて	33-0833	鶴岡市友江町23-14

通所介護(デイサービス) / 通所型サービス(介護予防・日常生活支援総合事業)

事業所名	電話番号 市外 局番0235	所在地
鶴岡区域 (つづき)		
デイサービスひまわりアプラ	64-0302	鶴岡市稻生一丁目4-53
デイサービスはなの里	64-0471	鶴岡市田川字八幡212番地
リラクゼーション型デイサービスふらっと	29-2303	鶴岡市日和田町19-1
古民家かふえ はなだま	64-8244	鶴岡市民田字十二前196
銀座夢ハウスデイサービスステーション	64-8800	鶴岡市本町一丁目5-6
デイサービスセンター澄花	64-1665	鶴岡市友江字川向61-8
老人保健施設のぞみの園	25-8255	鶴岡市茅原町26-23
デイサービスみんなの家	26-8910	鶴岡市斎藤川原字林俣234-28 フレンドリーなでしこ1階
藤島区域		
デイサービスセンターキャット藤島	64-6042	鶴岡市藤島字笹花48-12
指定通所デイサービスセンターふじの花荘	64-5880	鶴岡市藤の花一丁目18-1
デイサービス えがお・デ・あいと	33-8165	鶴岡市長沼字宮前23-1
羽黒区域		
瑞穂の郷 デイサービスセンター本館	29-1025	鶴岡市羽黒町細谷字北田128-1
デイサービスかみじ荘	62-2007	鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198-3
櫛引区域		
デイサービスセンターくしひき	57-5080	鶴岡市上山添字成田21-9
朝日区域		
指定通所介護事業所「デイサービスセンターであい」	53-2850	鶴岡市熊出字東村157-2
温海区域		
デイサービス温寿荘	43-2173	鶴岡市槇代丁53-1
酒田市		
介護予防センターさくら広野	0234-91-1233	酒田市広野字末広102-1

日帰りで施設を利用するサービス

通所リハビリテーション(デイケア) / 介護予防通所リハビリテーション

【要介護1～5】老人保健施設や病院等の施設に通い、理学療法士等によるリハビリテーション等のサービスを利用します。対象者は、主治医がリハビリテーションを必要とすると認めた要介護者です。

◇料金のめやす(1回につき)

通常規模型で利用時間 6～7時間の場合	7,150円～12,900円
---------------------	----------------

【要支援1・2】老人保健施設や病院等の施設に通い、介護予防を目的とした理学療法士等によるリハビリテーション等のサービスを利用します。対象者は、主治医がリハビリテーションを必要とすると認めた要支援者です。

◇料金のめやす(1月につき)

要支援1	22,680円
要支援2	42,280円

※利用者負担は原則としてサービス費用の1～3割です。これに各種加算があります。

また、施設や利用時間、利用サービスなどによって費用の違いがあります。

※この他、実費負担として食事代、おむつ代などがあります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
庄内医療生活協同組合鶴岡協立病院	23-6060	鶴岡市文園町9-34
サテライト老健のぞみ	24-7724	鶴岡市日枝字小真木原116-8
老人保健施設のぞみの園	25-8255	鶴岡市茅原町26-23
サテライト老健ちわら	25-5000	鶴岡市北茅原町5-10
介護老人保健施設かけはし	25-1131	鶴岡市民田字代家田100-1
鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	38-5151	鶴岡市湯田川字中田35-10
羽黒区域		
介護老人保健施設みづばしょう	78-0951	鶴岡市羽黒町後田字谷地田191-4
櫛引区域		
鶴岡協立リハビリテーション病院	78-7511	鶴岡市上山添字神明前38

施設に短期間入所するサービス

短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護 (福祉施設のショートステイ)

【要介護1~5】特別養護老人ホーム等に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練を受けます。

◇料金のめやす(1日につき)

(6,030円~10,280円+特別な介助費用)+食費+滞在費+日常生活費等

【要支援1・2】特別養護老人ホーム等に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活の介護や機能訓練を受けます。

◇料金のめやす(1日につき)

(4,510円~6,810円+特別な介助費用)+食費+滞在費+日常生活費等

※利用者負担は原則としてサービス費用の1~3割です。これに各種加算があります。

また、施設や要介護度、利用サービスなどによって費用の違いがあります。

○食費及び居住費を軽減する制度 - 介護保険負担限度額認定

・施設サービス(ショートステイを含む)を利用する場合、利用者負担額(1割、2割又は3割負担)と合わせて、食費及び居住費を負担する必要があります。

・この軽減制度は、世帯員全員が市民税非課税であること、世帯分離している場合も含めて配偶者が市民税非課税であること、本人と配偶者の預貯金の合計額が下表の「預貯金等の資産状況」に当たる場合、利用者の所得に応じて、下表の自己負担の限度額(利用者負担区分)を設け、施設との契約で決められている食費及び居住費の額から限度額を差し引いた額を、介護保険から支給するものです。

・「介護保険負担限度額認定申請」を行い、認定後に食費及び居住費の軽減を受けることができます。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費					食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(特養)	従来型個室(老健・医療院等)	多床室	
第1段階	生活保護受給者	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下	880円	550円	380円	550円	0円	300円
	老齢福祉年金受給者							
第2段階	合計所得金額 + 課税世帯	【80.9万円】以下の方	880円	550円	480円	550円	430円	390円(600円)
		【80.9万円】超 120万円以下の方	单身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下	880円	550円	480円	550円	430円
第3段階①	合計所得金額 + 課税世帯	【80.9万円】超 120万円以下の方	单身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
		120万円超の方	单身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
第3段階②								1,360円(1,300円)

※ () 内はショートステイ利用時の金額。第2号被保険者の場合は单身: 1,000万円以下、夫婦: 2,000万円以下となります。

※ [] 内は令和7年8月分からの金額。令和7年7月分までは80万円が適用となります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
永寿荘ショートステイセンター	25-6111	鶴岡市茅原町28-10
池幸園ショートステイ	33-8106	鶴岡市陽光町9-20
池幸園ショートステイみはら(空床型)	25-2881	鶴岡市美原町4-40
ショートステイかけはし	25-1131	鶴岡市民田字代家田100-1
ショートステイかけはし2号館	25-1131	鶴岡市民田字代家田99-1
短期入所生活介護事業所めぐみの郷しらやま	64-1171	鶴岡市白山字西木村101番地1
しおん荘ショートステイセンター	76-3735	鶴岡市湯野浜一丁目17-35
短期入所センターおおやま	38-0250	鶴岡市大山三丁目34-1
藤島区域		
指定短期入所生活介護サービスセンターふじの花荘	64-5880	鶴岡市藤の花一丁目18-1
羽黒区域		
ショートステイかみじ荘	62-2233	鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198-3
櫛引区域		
桃寿荘指定短期入所生活介護事業所	57-3222	鶴岡市たらのき代桃平123
朝日区域		
指定短期入所生活介護事業所「かたくり荘」	53-2300	鶴岡市熊出字東村157-2
温海区域		
ショートステイ温寿荘	43-2351	鶴岡市槇代丁53-1

施設に短期間入所するサービス

短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護 (医療施設等のショートステイ)

【要介護1~5】老人保健施設等に短期間入所し、日常生活の介護や看護、機能訓練を受けます。

(7,230円~14,210円+特別な介助費用)+食費+滞在費+日常生活費等

【要支援1・2】老人保健施設等に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活の介護や看護、機能訓練を受けます。

(4,970円~8,460円+特別な介助費用)+食費+滞在費+日常生活費等

※利用者負担は原則としてサービス費用の1~3割です。これに各種加算があります。

また、施設や要介護度、利用サービスによって費用の違いがあります。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費					食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(特養)	従来型個室(老健・医療院等)	多床室	
第1段階	生活保護受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	380円	550円	0円	300円
	老齢福祉年金受給者							
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額	【80.9万円】以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	480円	550円	430円
	世帯	【80.9万円】超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
第3段階①	合計所得金額+課税年金収入額	【80.9万円】超120万円以下の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
	世帯	120万円超の方						
第3段階②								650円(1,000円)
								1,360円(1,300円)

※ () 内はショートステイ利用時の金額。第2号被保険者の場合は単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下となります。

※ [] 内は令和7年8月分からの金額。令和7年7月分までは80万円が適用となります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
介護老人保健施設ケアホームみやはら	28-2061	鶴岡市三和町1-53
介護療養型老人保健施設せせらぎ	28-2160	鶴岡市文園町9-34
サテライト老健のぞみ	24-7724	鶴岡市日枝字小真木原116-8
老人保健施設のぞみの園	25-8255	鶴岡市茅原町26-23
サテライト老健ちわら	25-5000	鶴岡市北茅原町5-10
介護老人保健施設かけはし	25-1131	鶴岡市民田字代家田100-1
羽黒区域		
介護老人保健施設みづばしょう	78-0951	鶴岡市羽黒町後田字谷地田191-4

有料老人ホーム等に入居して受けるサービス

特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護

【要介護1~5】有料老人ホーム等に入居している高齢者の方が、日常生活上の支援や介護の提供を受けます。

◇料金のめやす(1日につき)

5,420円~8,130円

【要支援1・2】有料老人ホーム等に入居している高齢者の方が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護の提供を受けます。

◇料金のめやす(1日につき)

要支援1：1,830円・要支援2：3,130円

※利用者負担は原則としてサービス費用の1~3割です。これに各種加算があります。

また、施設や利用時間、利用サービスなどによって費用の違いがあります。

※この他、実費負担として入居費用・食費、おむつ代等があります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
アメニティハウスひまわり	25-5145	鶴岡市稻生一丁目3-5
シニアタウン山王フジックス	29-0030	鶴岡市山王町14-23

地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【要介護1～5】訪問介護員（ホームヘルパー）等が、定期的に巡回又は随時通報により家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の世話や療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

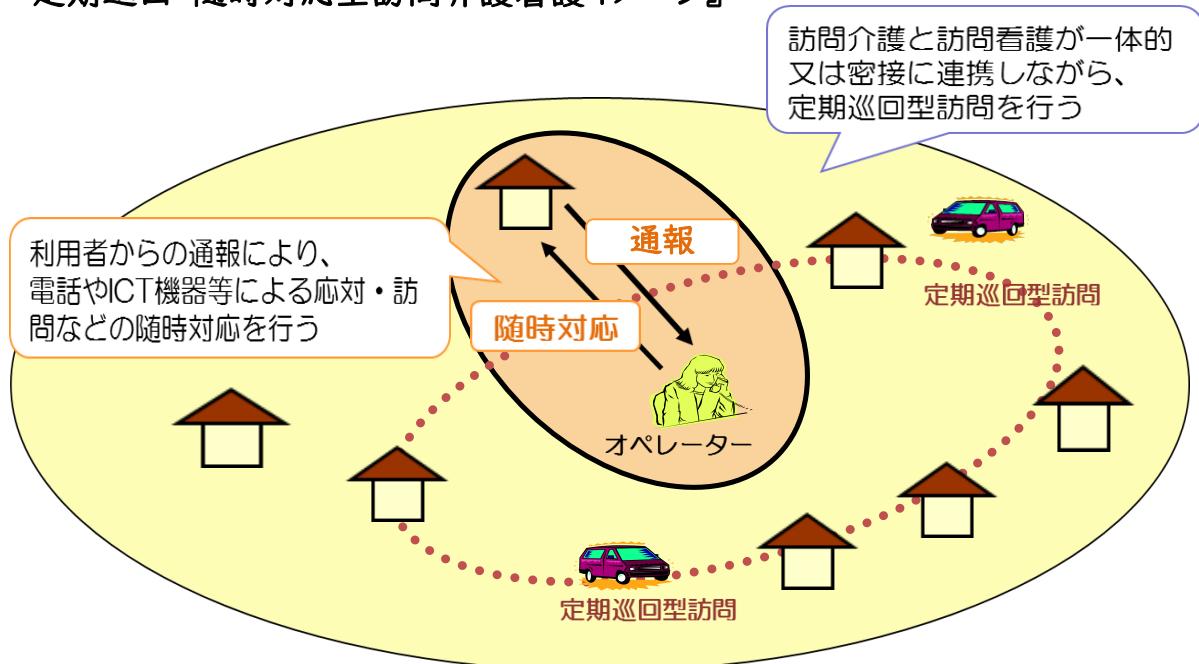
◇利用者負担のめやす（1月につき）

訪問看護サービスを行わない場合	54,460円～246,920円
訪問看護サービスを行う場合	79,460円～282,980円

※利用者負担は原則としてサービス費用の1～3割です。これに各種加算があります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護安らぎケアちわら	25-5055	鶴岡市北茅原町5-10
定期巡回事業所タカラ	29-2134	鶴岡市切添町5-8
瑞穂の郷 24時間巡回型訪問介護	29-1025	鶴岡市羽黒町細谷字北田128-1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 澄花	35-1667	鶴岡市大山字堤下2-31

『定期巡回・随時対応型訪問介護看護イメージ』



地域密着型サービス

認知症対応型通所介護

/介護予防認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)

【要介護1～5】認知症の方がグループホームやデイサービスセンター等に通い、食事、入浴等の介護や、日常動作訓練、レクリエーション等のサービスを利用します。

◇料金のめやす (6～7時間の場合、1回につき)

単独型	8,800円～12,560円	併設型	7,900円～11,270円	共用型	4,570円～5,220円
-----	----------------	-----	----------------	-----	---------------

【要支援1・2】認知症の方がグループホームやデイサービスセンター等に通い、介護予防を目的とした食事、入浴等の介護や、日常動作訓練、レクリエーション等のサービスを利用します。

◇料金のめやす (6～7時間の場合、1回につき)

単独型	7,600円～8,510円	併設型	6,840円～7,620円	共用型	4,240円～4,470円
-----	---------------	-----	---------------	-----	---------------

※利用者負担は原則としてサービス費用の1～3割です。これに各種加算があります。

また、施設や利用時間、利用サービスなどによって費用の違いがあります。

※この他、実費負担として食事代、おむつ代などがあります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
デイサービスセンターなえづ	25-9255	鶴岡市ほなみ町3-1
グループホームひだまりの家	25-5502	鶴岡市茅原町27-1
デイサービスセンターふれあい	29-0370	鶴岡市西新斎町14-26
グループホームなでしこ	25-5613	鶴岡市斎藤川原字間々下35
グループホームなな草	26-0558	鶴岡市外内島字石名田82-23
グループホームなずな	64-1303	鶴岡市神明町15-15
デイサービスセンターたかだて	33-0833	鶴岡市友江町23-14
羽黒区域		
認知症高齢者グループホームなごみ	62-4331	鶴岡市羽黒町赤川字熊坂47-3
グループホームなごみ2号館	62-4881	鶴岡市羽黒町三ツ橋字向田46-3
櫛引区域		
デイサービス「いろ花」	78-7335	鶴岡市下山添字中通40-1
朝日区域		
指定通所介護事業所「デイサービスセンターでいい」	53-2850	鶴岡市熊出字東村157-2
グループホームかたくり荘	53-3900	鶴岡市熊出字東村157-2

地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護

/介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

【要介護1～5】認知症の高齢者が、家庭的な雰囲気の中で共同生活を送りながら、日常生活の介護や機能訓練を受けます。

◇料金のめやす(1日につき)

(7,690円～8,740円+特別な介助費用)+食費+滞在費+日常生活費等

【要支援2】認知症の高齢者が、家庭的な雰囲気の中で共同生活を送りながら、日常生活の介護や機能訓練を受けます。(要支援1の方は利用できません。)

◇料金のめやす(1日につき)

(7,270円～7,610円+特別な介助費用)+食費+滞在費+日常生活費等

※利用者負担は原則としてサービス費用の1～3割です。これに各種加算があります。

また、施設や要介護度、利用サービスによって、費用の違いがあります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
グループホームなな草	26-0558	鶴岡市外内島字石名田82-23
グループホームひだまりの家	25-5502	鶴岡市茅原町27-1
グループホーム「コスモス」	23-5858	鶴岡市西茅原町21-16
グループホームひまわり	25-5145	鶴岡市稻生一丁目3-5
グループホームなでしこ	25-5613	鶴岡市斎藤川原字間々下35
グループホームかけはし	25-1131	鶴岡市民田字代家田100-1
グループホームかけはし南館	25-1131	鶴岡市民田字船附193
グループホームはちもり	64-0122	鶴岡市三瀬字菖蒲田64-2
グループホームなずな	64-1303	鶴岡市神明町15-15
ニチイケアセンターこまぎはら	28-1025	鶴岡市日枝字鳥居上38-1
グループホーム和楽居	33-8931	鶴岡市日枝字海老島63-5
JA鶴岡グループホーム愛あい館	64-0605	鶴岡市大山字中道92-2
グループホームそよ風の森	68-5860	鶴岡市下川字龍花崎41-1183
藤島区域		
あつた家きやっと	64-6042	鶴岡市藤島字笹花48-12
グループホームふじの花荘	64-5880	鶴岡市藤の花一丁目18-1
グループホーム「和心」ふじ荘	78-2620	鶴岡市八色木字西野335-1
グループホーム こもれび	33-8920	鶴岡市八色木字西野335-5
羽黒区域		
グループホームはぐろの里	26-0120	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰42-1
認知症高齢者グループホームなごみ	62-4331	鶴岡市羽黒町赤川字熊坂47-3
グループホームなごみ2号館	62-4881	鶴岡市羽黒町三ツ橋字向田46-3
櫛引区域		
コミュニティママ家	57-5050	鶴岡市中田字追分162-2
グループホーム「ママ家」	78-7900	鶴岡市常盤木字関口103-3
グループホームいろ花の里	78-7338	鶴岡市下山添中通39-1
グループホームはもれび	57-5200	鶴岡市下山添字茶屋川原75
朝日区域		
グループホームかたくり荘	53-3900	鶴岡市熊出字東村157-2
温海区域		
グループホームねずがせき	48-4555	鶴岡市鼠ヶ関字横路9-3
三川町		
あっとホームのんき	68-1750	三川町大字猪子字大堰端336
グループホームのんき	68-1750	三川町大字猪子字下堀田230-1
グループホームみかわ	68-1088	三川町大字青山字篠元22-1

地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護 /介護予防小規模多機能型居宅介護

【要介護1～5】通いを中心に、訪問や泊まりのサービスを組み合わせて利用します。

◇料金のめやす(1月につき)

104,580円～272,090円

【要支援1・2】通いを中心に、介護予防を目的とした訪問や泊まりのサービスを組み合わせて利用します。

◇料金のめやす(1月につき)

要支援1	34,500円	要支援2	69,720円
------	---------	------	---------

※利用者負担は原則としてサービス費用の1～3割です。これに各種加算があります。

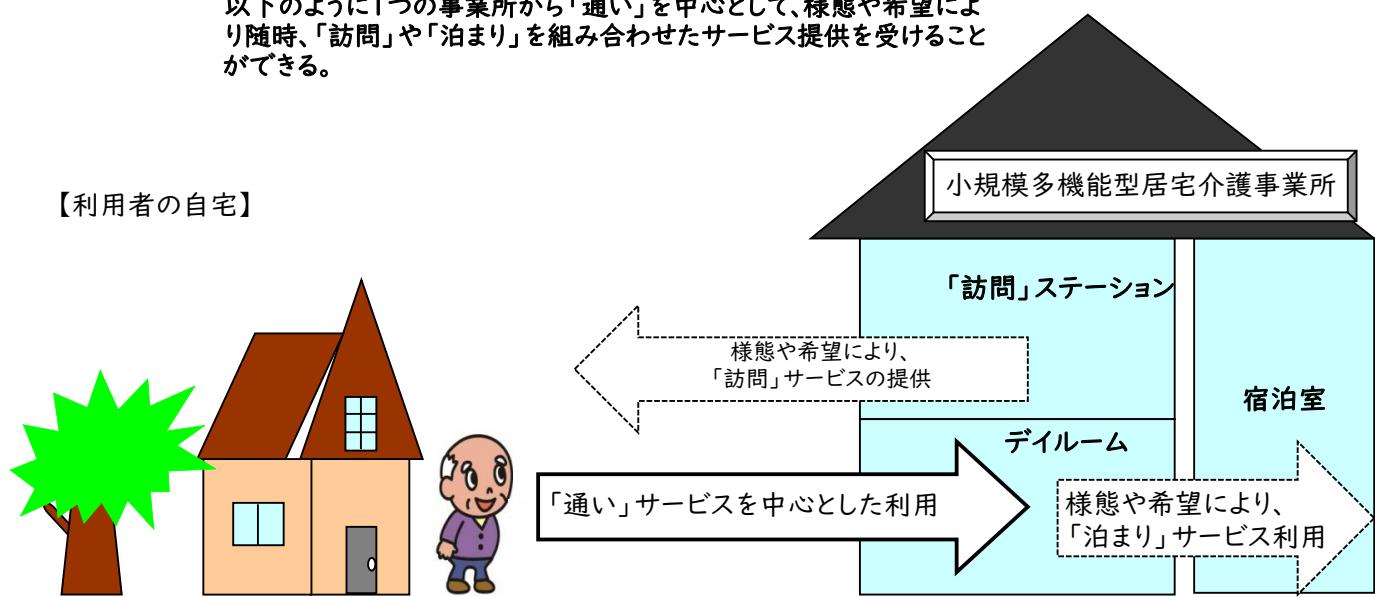
この他、実費負担として宿泊費用・食費、おむつ代等があります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
小規模多機能型居宅介護事業所 健楽園つどい	33-8107	鶴岡市陽光町9-20
永寿荘多機能ホーム宝田	26-8355	鶴岡市宝田二丁目7-29
小規模多機能型居宅介護事業所 多機能さくら鶴岡	24-2121	鶴岡市西新斎町3-10
多機能ゆのはま	76-3780	鶴岡市湯野浜一丁目19-28
多機能かも	64-1162	鶴岡市加茂字加茂146
ケアホームなづな	64-1303	鶴岡市神明町15-15
ケアホームなな草	23-0557	鶴岡市外内島字石名田82-23
櫛引区域		
小規模多機能施設くしひき	57-4898	鶴岡市上山添字神明前42-4
温海区域		
清流苑	33-8755	鶴岡市五十川字山之脇183-2

『小規模多機能型居宅介護イメージ』

基本的な考え方：利用者はサービスを受ける前に事業所へ登録手続きを行うことにより、

以下のように1つの事業所から「通い」を中心として、様態や希望により随时、「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービス提供を受けることができる。



«在宅生活継続の支援

地域密着型サービス

地域密着型通所介護(デイサービス)

/通所型サービス(介護予防・日常生活支援総合事業)

【要介護1~5】定員18人以下のデイサービスセンター等に通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーション等のサービスを利用します。

◇料金のめやす(1回につき)

利用時間 6~7時間の場合	6,780円 ~ 11,720円
---------------	------------------

【事業対象者、要支援1・2】デイサービスセンター等に通い、介護予防を目的とした食事、入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーション等のサービスを利用します。

◇従前相当(1日5時間程度)利用者負担のめやす(1回につき)

事業対象者、要支援1 (1月につき4回まで)	4,360円
事業対象者、要支援2 (1月につき8回まで)	4,470円

◇サービスA(1回2時間程度)利用者負担のめやす(1回につき)

事業対象者、要支援1 (1月につき4回まで)	3,490円
事業対象者、要支援2 (1月につき8回まで)	3,580円

※利用者負担は原則としてサービス費用の1~3割です。これに各種加算があります。

また、施設や利用時間、利用サービスなどによって費用の違いがあります。

※この他、実費負担として食事代、おむつ代などがあります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
メディカルデイサービスビビ	23-6060	鶴岡市文園町11-3
ハビビ伊勢原	23-8576	鶴岡市伊勢原町16-16
リハビリステーション・アズリー	64-8902	鶴岡市鳥居町23-2
療養通所介護のぞみの家	25-8335	鶴岡市北茅原町5-54
障害者支援オフィス「ひので」(共生型)	25-2943	鶴岡市日出一丁目7-7
アズリー・リハトレ	64-0117	鶴岡市鳥居町22-20
羽黒区域		
デイホームはぐろの里	26-0120	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰42-1
瑞穂の郷 デイサービスセンター東館	29-1025	鶴岡市羽黒町細谷字北田128-1
瑞穂の郷 デイサービスセンター西館	29-1025	鶴岡市羽黒町細谷字北田128-1

その他のサービス

福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

車いすやベッドなど福祉用具の貸与が受けられます。

◇貸与対象品目

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品（マットレスなど）、
床ずれ防止用具（エアーマットなど）、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、
認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置

《要支援1・2及び要介護1の人 ⇒ 原則として以下は保険給付の対象となりません》

車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、

認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト及び**自動排泄処理装置**

※**自動排泄処理装置**（尿のみを自動的に吸収する機能のものを除く。）については、

要介護2及び3の人も原則として保険給付の対象となりません。

◇料金のめやす

実際に貸与に要した費用の介護保険負担割合証に記載の割合（1～3割）に応じた額

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
コープ福祉用具サービス	25-9980	鶴岡市双葉町13-45
(有)福祉用品やまがた鶴岡営業所	29-0168	鶴岡市文下字仲田3-3
(株)タマツ 鶴岡店	24-3333	鶴岡市美咲町32-7
(株)トーク	22-1009	鶴岡市遠賀原字稻荷41-2
鶴岡市農業協同組合福祉サービス	25-4345	鶴岡市青龍寺字村下34-1
(株)齋藤商会	29-4151	鶴岡市布目字宮田155-1
藤島区域		
庄内たがわ農業協同組合	33-8165	鶴岡市長沼字宮前23-1
三川町		
ダスキンヘルスレント山形庄内ステーション	68-1202	三川町押切新田字前川原262
合同会社メディカルサポート山形MEセンター	26-1239	三川町青山字外川原234-1

特定福祉用具購入費/介護予防特定福祉用具購入費の支給

【要介護1～5】入浴や排泄に使われる福祉用具を購入した場合に支給されます。

【要支援1・2】介護予防を目的とした入浴や排泄に使われる福祉用具を購入した場合に支給されます。

※ 一度全額を支払い、申請により支給限度額の範囲内で費用の9割、8割又は7割が払い戻されます。領収書が必要です。

**都道府県の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので
ご注意ください**

給付対象品目	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/>腰掛便座 (工事を伴う便器の取り替えは、「住宅改修費の支給」の対象となります。)<input type="radio"/>自動排泄処理装置の交換可能部品<input type="radio"/>入浴補助用具<input type="radio"/>簡易浴槽<input type="radio"/>移動用リフトのつり具の部分<input type="radio"/>スロープ<input type="radio"/>歩行器<input type="radio"/>歩行補助つえ
支給限度基準額	1年間(4月～翌3月)に10万円まで(最高支給額は10万円の9割、8割又は7割)
該当要件	購入した日に要介護等認定を受けていて、在宅の方。福祉用具が必要な理由があること。※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。
申請に必要なもの	福祉用具購入費支給申請書、領収書、購入した福祉用具のパンフレット(写しでも可)、介護保険被保険者証、通帳。
申請先	市役所 本所長寿介護課、各庁舎市民福祉課

事業所名	電話番号	所在地
鶴岡区域		
コープ福祉用具サービス	25-9980	鶴岡市双葉町13-45
(有)福祉用品やまがた鶴岡営業所	29-0168	鶴岡市文下字仲田3-3
(株)タマツ 鶴岡店	24-3333	鶴岡市美咲町32-7
(株)トーク	22-1009	鶴岡市遠賀原字稻荷41-2
鶴岡市農業協同組合福祉サービス	25-4345	鶴岡市青龍寺字村下34-1
(株)齋藤商会	29-4151	鶴岡市布目字宮田155-1
藤島区域		
庄内たがわ農業協同組合	33-8165	鶴岡市長沼字宮前23-1
三川町		
ダスキンヘルスレント山形庄内ステーション	68-1202	三川町押切新田字前川原262
合同会社メディカルサポート山形MEセンター	26-1239	三川町青山字外川原234-1

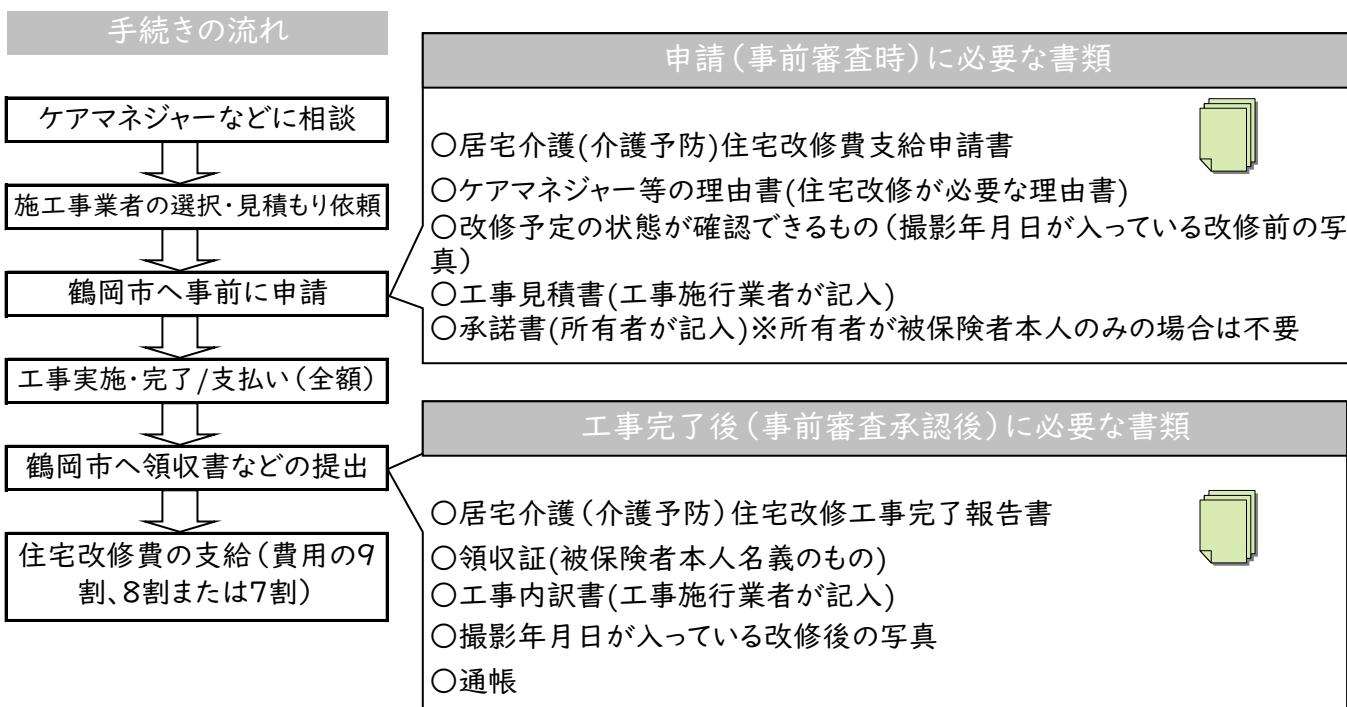
住宅改修費の支給/介護予防住宅改修費の支給

手すりの取付けや段差の解消など、小規模な住宅改修に対して改修費が支給されます。
改修前に介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談ください。

一度全額を支払い、申請により支給限度額の範囲内で費用の9割、8割又は7割が
払い戻しされます。領収書や事前の相談が必要です。

給付対象品目	○手すりの取付け ○段差の解消 ○滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ○引き戸等への扉の取り替え ○洋式便器等への便器の取替え ○その他、上記の住宅改修に付帯して必要となる改修
支給限度基準額	1人1住宅について20万円まで (最高支給額は20万円の9割、8割又は7割)
該当要件	着工した日以前に要介護等認定を受け、在宅で生活している方で、ケアプランを作成した介護支援専門員等が必要性を認めること。
申請先	市役所 本所長寿介護課、各庁舎市民福祉課
利用者負担	対象となる工事に要した費用総額の1割、2割または3割

住宅改修の検討・申請から工事までの流れ(償還払いの場合)



*事前申請後工事事業者に利用者負担額を支払い、
介護保険から給付される分を市から工事事業者に支払う「受領委任払い」という
方法もありますので、ご相談ください。

高額介護サービス費

○サービスを利用して支払った自己負担額が利用者負担上限額を超えた場合は、申請を行うと高額介護サービス費として後から支給されます。

区分	利用者負担上限額 (1ヶ月あたり)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の65歳以上の方がいる世帯の方	世帯 140,100円
課税所得380万円(年収約770万円)以上課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の65歳以上の方がいる世帯の方	世帯 93,000円
課税所得380万円(年収約770万円)未満の65歳以上の方がいる世帯の方	世帯 44,400円
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	世帯 44,400円
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	世帯 24,600円
前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	世帯 24,600円 個人 15,000円
生活保護を受給している方	個人 15,000円

※ 対象となる費用は、介護サービス費の1割、2割又は3割負担分です。

居住費、食費、日常生活費等は対象となりません。

○手続き 該当する方には、「高額介護サービス費の支給申請のお知らせ」が届きます。
申請は初回のみ必要です。
その後に支給される分については改めて申請する必要はありません。

○申請先 市役所 本所長寿介護課、各庁舎市民福祉課

介護サービス利用者負担の軽減

◇生計困難な方の利用者負担軽減

生計困難な方が下記の在宅サービス(軽減事業実施事業所が提供するサービスのみ)を利用した場合、利用者負担の4分の1(25%)が軽減されます。申請により「軽減確認証」の交付を受け、サービスを受けるときに事前に確認証を事業者に提示します。

○軽減対象サービス

- ・訪問介護(ホームヘルプ)
- ・訪問入浴介護
- ・通所介護(デイケアは含まない)
- ・短期入所生活介護(短期入所療養介護は含まない)
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・特別養護老人ホーム

○申請に必要なもの 加入している医療保険の保険証、年金の支給決定通知書、
生計をともにする方全員の通帳等 その他

○申請先 市役所 本所長寿介護課、各庁舎市民福祉課

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

※原則要介護3~5と認定された方が利用できます。

常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活に必要な介護、機能訓練等のサービスが利用できる施設です。

◇料金のめやす(1日につき)

(1日につき 7,120円~10,150円+特別な介助費用)+食費+滞在費+日常生活費等

※利用者負担は原則としてサービス費用の1~3割です。これに各種加算があります。

また、施設や要介護度、利用サービスによって費用の違いがあります。

○食費及び居住費を軽減する制度 - 介護保険負担限度額認定

- ・施設サービス(ショートステイを含む)を利用する場合、利用者負担額(1割、2割又は3割負担)と合わせて、食費及び居住費を負担する必要があります。
- ・この軽減制度は、世帯員全員が市民税非課税であること、世帯分離している場合も含めて配偶者が市民税非課税であること、本人と配偶者の預貯金の合計額が下表の「預貯金等の資産状況」に当てはまる場合、利用者の所得に応じて、下表の自己負担の限度額(利用者負担区分)を設け、施設との契約で決められている食費及び居住費の額から限度額を差し引いた額を、介護保険から支給するものです。
- ・「介護保険負担限度額認定申請」を行い、認定後に食費及び居住費の軽減を受けることができます。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費					食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(特養)	従来型個室(老健・医療院等)	多床室	
第1段階	生活保護受給者	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下	880円	550円	380円	550円	0円	300円
	老齢福祉年金受給者							
第2段階	合計所得金額 + 課税年金収入額	【80.9万円】以下の方	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下	880円	550円	480円	550円	430円
		【80.9万円】超 120万円以下の方	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
第3段階①	合計所得金額 + 課税年金収入額	【80.9万円】超 120万円超の方	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
第3段階②	非課税世帯							650円(1,000円)
								1,360円(1,300円)

※ () 内はショートステイ利用時の金額。第2号被保険者の場合は単身: 1,000万円以下、夫婦: 2,000万円以下となります。

※ [] 内は令和7年8月分からの金額。令和7年7月分までは80万円が適用となります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
永寿荘	25-6111	鶴岡市茅原町28-10
池幸園	25-2881	鶴岡市美原町4-40
かけはし	25-1131	鶴岡市民田字代家田99-1
しおん荘	76-3735	鶴岡市湯野浜一丁目17-35
思恩	26-7610	鶴岡市馬町字枇杷川原23
おおやま	38-0250	鶴岡市大山三丁目34-1
めぐみの郷しらやま	64-1171	鶴岡市白山字西木村101-1
サテライト池幸園	33-8106	鶴岡市陽光町9-20
ともえ	35-0900	鶴岡市北茅原町17-1
藤島区域		
ふじの花荘	64-5880	鶴岡市藤の花一丁目18-1

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

(つづき)

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
羽黒区域		
かみじ荘	62-2233	鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198-3
かみじ荘(ユニット型)	62-2233	鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198-3
櫛引区域		
桃寿荘	57-3222	鶴岡市たらのき代字桃平123
桃寿荘(ユニット型)	57-3222	鶴岡市たらのき代字桃平123
朝日区域		
かたくり荘	53-2300	鶴岡市熊出字東村157-2
かたくり荘(ユニット型)	53-2300	鶴岡市熊出字東村157-2
ぶなの杜	58-1535	鶴岡市熊出字東村152-1
温海区域		
温寿荘	43-2351	鶴岡市槇代丁53-1
その他		
なの花荘	0235-66-4831	三川町大字横山字堤189-2
ユニット型なの花荘	0235-66-4831	三川町大字横山字堤189-2
かたばみ荘	0234-35-1451	酒田市北千日堂前松境18-1
さくらホーム広野	0234-91-1233	酒田市広野字末広102-1
サン・シティ	0234-26-7788	酒田市曙町二丁目26-1
芙蓉荘	0234-31-2525	酒田市宮野浦三丁目20-1
ライフケア黒森	0234-92-3355	酒田市黒森字葭葉山54-10
幸楽荘	0234-64-3711	酒田市小泉字前田50
さくらホーム	0234-62-2941	酒田市中牧田字丸福171
寿康園	0234-52-3413	酒田市檜橋字大柳3-1
山水園	0234-56-3522	庄内町狩川字笠山433-3
ソラーナ	0234-44-2011	庄内町南野北野100-2
松涛荘	0234-76-2103	遊佐町大字菅里字菅野南山7-1
ゆうすい	0234-71-2133	遊佐町大字遊佐町字木ノ下2
ゆり花園	0254-77-2475	新潟県村上市勝木862-10

介護サービス相談員派遣事業について

介護サービスに関する利用者からの苦情は、市や山形県国民健康保険団体連合会が受け付けしていますが、あくまでも事後的な対応が主となります。

そこで、利用者の日常的な不満、疑問などを受け付け、問題の発見や提起、解決策の提案などを通じて、苦情が発生するようなことを未然に防ぐために「介護サービス相談員派遣事業」があります。

現在、本市では、養成研修を受講し、市に登録された9名の相談員が市内のグループホーム、デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護事業所等を訪問し、直接利用者の声を聞くなどし、各種サービスの実施状況の把握や苦情の未然防止等にあたってい

介護老人保健施設

【要介護1～5】と認定された方が利用できます。

病状が安定している方が入所し、在宅での生活への復帰を目指して看護や介護、リハビリを中心としたサービスが利用できる施設です。

◇利用者負担のめやす(1日につき)

(1日につき 7,140円～12,520円+特別な介助費用)+食費+滞在費+日常生活費等

※利用者負担は原則としてサービス費用の1～3割です。これに各種加算があります。

また、施設や介護度、利用サービスによって費用の違いがあります。

○食費及び居住費を軽減する制度 - 介護保険負担限度額認定

- ・施設サービス(ショートステイを含む)を利用する場合、利用者負担額(1割、2割又は3割負担)と合わせて、食費及び居住費を負担する必要があります。
- ・この軽減制度は、世帯員全員が市民税非課税であること、世帯分離している場合も含めて配偶者が市民税非課税であること、本人と配偶者の預貯金の合計額が下表の「預貯金等の資産状況」に当たる場合、利用者の所得に応じて、下表の自己負担の限度額(利用者負担区分)を設け、施設との契約で決められている食費及び居住費の額から限度額を差し引いた額を、介護保険から支給するものです。
- ・「介護保険負担限度額認定申請」を行い、認定後に食費及び居住費の軽減を受けることができます。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費					食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(特養)	従来型個室(老健・医療院等)	多床室	
第1段階	生活保護受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	380円	550円	0円	300円
第2段階	老齢福祉年金受給者	合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金	【80.9万円】以下の方	単身： 650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	480円	550円
第3段階①		【80.9万円】超120万円以下の方	120万円以下の方	単身： 550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円
第3段階②		120万円超の方		単身： 500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円
								430円
								650円(1,000円)
								1,360円(1,300円)

※ () 内はショートステイ利用時の金額。第2号被保険者の場合は単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下となります。

※ [] 内は令和7年8月分からの金額。令和7年7月分までは80万円が適用となります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	所在地
鶴岡区域		
ケアホームみやはら	28-2061	鶴岡市三和町1-53
せせらぎ	28-2160	鶴岡市文園町9-34
サテライト老健のぞみ	24-7724	鶴岡市日枝字小真木原116-8
のぞみの園	25-8255	鶴岡市茅原町26-23
サテライト老健ちわら	25-5000	鶴岡市北茅原町5-10
かけはし	25-1131	鶴岡市民田字代家田100-1
羽黒区域		
みずばしょう	78-0951	鶴岡市羽黒町後田字谷地田191-4
その他		
ほのか	68-0020	三川町大字押切新田字深田1
ひだまり	0234-25-6356	酒田市中町三丁目5-23
明日葉	0234-22-3885	酒田市曙町二丁目18-6
うらら	0234-28-3131	酒田市本楯字前田127-2
シェ・モア	0234-22-1400	酒田市緑町13-37
徳田山	0234-61-4040	酒田市相沢字道脇7
余目徳洲苑	0234-43-2477	庄内町松陽1-1-6
あかね	0234-51-1100	庄内町添津字家の下97
優和の里	0254-60-5000	新潟県村上市勝木1340-1

介護医療院

※要介護1～5と認定された方が利用できます。

急性期の治療を終え、長期間の療養が必要な方が入所し、療養上の管理、看護や医学的管理下における介護、リハビリを中心としたサービスが利用できる施設です。

◇利用者負担のめやす(1日につき)

(1日につき 7,210円～13,920円+特別な介助費用)+食費+滞在費+日常生活費等

※利用者負担は原則としてサービス費用の1～3割です。これに各種加算があります。施設や要介護度、利用サービスによって費用の違いがあります。

○食費及び居住費を軽減する制度 - 介護保険負担限度額認定

- ・施設サービス(ショートステイを含む)を利用する場合、利用者負担額(1割、2割又は3割負担)と合わせて、食費及び居住費を負担する必要があります。
- ・この軽減制度は、世帯員全員が市民税非課税であること、世帯分離している場合も含めて配偶者が市民税非課税であること、本人と配偶者の預貯金の合計額が下表の「預貯金等の資産状況」に当てはまる場合、利用者の所得に応じて、下表の自己負担の限度額(利用者負担区分)を設け、施設との契約で決められている食費及び居住費の額から限度額を差し引いた額を、介護保険から支給するものです。
- ・「介護保険負担限度額認定申請」を行い、認定後に食費及び居住費の軽減を受けることができます。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(特養)	従来型個室(老健・医療院等)	
第1段階	生活保護受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	380円	550円	0円
	老齢福祉年金受給者						300円
第2段階	合計所得金額 + 課税年金収入額	【80.9万円】以下の方	880円	550円	480円	550円	430円
		【80.9万円】超 120万円以下の方	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
第3段階①	世帯	【80.9万円】超 120万円以下の方	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
		120万円超の方	500円以下	500円以下	880円	1,370円	430円
第3段階②		夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
							650円(1,000円)
							390円(600円)
							1,360円(1,300円)

※ () 内はショートステイ利用時の金額。第2号被保険者の場合は単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下となります。

※ [] 内は令和7年8月分からの金額。令和7年7月分までは80万円が適用となります。

事業所名	電話番号 市外局番0235	住 所
その他		
三川病院介護医療院	68-0150	三川町大字横山字堤39